

ドクターへリ普及促進懇談会規約

平成22年4月1日 制定

第1条 名 称

本会は、「ドクターへリ普及促進懇談会」と称する。

第2条 目 的

本会は、ドクターへリの全国的な普及の促進を図るため、課題を検討・把握し、普及に向けての貢献策を検討・議論し、実施する。

第3条 会員資格

本会の会員はドクターへリ普及を願う有志とする。

第4条 活 動

本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 状況把握のためドクターへリ関連団体・組織より適宜、レクチャーを受ける。
2. 経団連及び、会員企業におけるドクターへリ普及に向けての貢献策を検討する。
3. ドクターへリ普及に向けての貢献等について 適宜、経団連へ報告する。
4. ドクターへリ普及に向けての貢献策の実施は、会員企業の判断で実施できる事は会員企業独断で実施する。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な活動を推進する。

第5条 組織及び運営

1. 本会は、第2条の目的に賛同する会員で構成する。
2. 会員は、互選により、会長1名を選任する。
3. 会長は、本会の会務を統括し、本会を代表する。
4. 会長は、規約の改正、その他本会の運営に関する事項を審議し決定するため、適宜、例会を招集する。

ただし、会長が認める場合には、懇談会の議決を、懇談会を招集することなく、書面で行うことができる。

第6条 事務局

1. 本会の事務は、会長企業で対応する。
2. ただし、当該企業の判断で必要に応じ、業務代行を外部委託する事ができる。

第7条 本会の設置期間

1. 本会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。
ただし、本会の活動の進捗状況に応じ、設置期間の延長または短縮を議決したときはその議決された期間を設置期間とする。
2. 期間中に会員の交代があった場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 その他

本会の組織・運営・活動に関し、上記各号の規定に定めのない事項が生じたときは、例会において審議し、適宜議決する。

付則 この規約は、制定の日から施行する。